

公立保育所の民営化について

～ 阪・桜丘北保育所の民営化 ～

令和2年11月
枚方市

1. これまでの民営化の取り組み

本市における公立保育所の民営化の取り組みについては、定員増による待機児童解消や、民営化により削減した経費をさまざまな子育て支援策の充実につなげることを目的に、平成16年度の宇山保育所をはじめ、蹠跏保育所、小倉保育所、宮之阪保育所、中宮保育所、北牧野保育所、走谷保育所の計7か所の民営化を進めてきました。また、現在、渚保育所及び渚西保育所の民営化に向けた取り組みを進めているところです。

各保育所の民営化の実施時期や定員増の取り組み等は、下表のとおりであり、運営経費の差額（令和元年度実績ベース）を基に算出した保育所1か所（定員90人）の民営化による効果額は、単年度で約8,950万円となっています。

また、民営化により削減した経費は、私立保育所（園）の増改築や市有施設の有効活用等による待機児童対策のほか、地域子育て支援拠点の拡大、公立保育所の環境改善、保育士等の確保に向けた取り組みなど、さまざまな保育サービスの充実につなげてきました。

【公立保育所の民営化の経過】

保育所名	民営化実施時期	定員増の取り組み
宇山保育所	平成16年4月	30人の定員増（90人から120人）
蹠跏保育所	平成24年4月	30人の定員増（60人から90人）
小倉保育所	平成25年4月	30人の定員増（90人から120人）
宮之阪保育所	平成26年4月	30人の定員増（90人から120人）
中宮保育所	平成27年4月	30人の定員増（90人から120人）
北牧野保育所	平成27年4月	30人の定員増（90人から120人）
走谷保育所	平成31年4月	30人の定員増（90人から120人）

※渚保育所は令和3年度に、渚西保育所は令和4年度に民営化すると同時に両保育所を統合する（予定）。

2. 今後の民営化の進め方

急速な少子化の進行や核家族化の進展など、子どもや家庭を取り巻く環境が変化している中で、本市においては、安心して楽しく子育てできる環境づくりを重点施策として位置付けており、今後も引き続き、多様化する子育てニーズに対応した支援策の充実が求められています。また、保育需要については、依然として増加傾向にある状況です。

このような状況において、本市では、今後、財源確保を図りながら、さまざまな保育サービスの充実を図るため、引き続き、公立保育所の民営化等により、効率的・効果的な行財政運営を進めていくことが求められています。

公立保育所の民営化については、本市が平成30年11月に作成した「就学前の教育・保育施設に係るひらかたプラン」（以下、「プラン」という。）に基づき、現在、渚保育所及び渚西保育所の民営化を進めるとともに、その他の公立保育所（9か所）についても、これまでの方針に捉われず、民営化する施設の検討を進めているところです。

プランの前期（令和元年度～5年度）においては、「行財政改革プラン2020」の取組目標を踏まえ、令和5年度に2つの公立保育所を民営化することとし、検討を行いました。

民営化する2施設については、敷地が借地である等の個別課題を有している施設を除き、配置状況などの地域バランスを検討した結果、阪保育所及び桜丘北保育所の民営化に取り組むこととしました。

なお、それ以外の公立保育所の民営化については、プラン後期に取り組む「公立施設が担うべき役割と今後の整理・集約」に向けて、幼保一体的な視点を持ちながら引き続き検討していきます。

3. 阪保育所及び桜丘北保育所の民営化

「2. 今後の民営化の進め方」に基づき、阪保育所及び桜丘北保育所について、以下のとおり、民営化に向けた取り組みを進めます。

(1) 民営化の実施方法について

阪保育所及び桜丘北保育所の民営化に向けて、保護者や地域に対し民営化の考え方や効果などを丁寧に説明するとともに、公募により選定した運営法人に十分な引き継ぎを行いながら、民営化を進めます。

民営化を行う阪保育所及び桜丘北保育所については、阪保育所が昭和46年に建設、桜丘北保育所が昭和54年に建設されたことから、いずれの施設も老朽化が進んでいます。そのため、民営化後、運営を行う社会福祉法人等を対象としている施設整備に係る国庫補助を活用し、当該保育所の施設及び設備の改善を図ることを条件とし、運営法人を公募します。

また、民間活力の活用の観点を踏まえた新たな手法として、より、効率的・効果的な施設の改善や保育の充実につながる取り組みなどについて、応募法人から様々な提案を求め、その内容についても選定の評価とする「提案型」により、運営法人を選定します。

なお、これまで民営化と合わせて実施してきた増改築等による待機児童対策としての定員増については、施設改善の完了予定時期が令和6年度頃となり、保育需要のピークを過ぎていることから、今回の民営化においては実施しないこととします。

(2) 民営化の時期

令和5年4月

施設改善は、令和5年度に着手することとします。



(3) 阪保育所及び桜丘北保育所民営化のスケジュール（予定）

時 期	内 容
令和2年 11月～	保護者・地域等への説明
令和3年 4月	運営法人の募集について、社会福祉法人等へ周知
8月～12月	運営法人を公募・決定
令和4年 4月	運営法人への引継ぎを開始
令和5年 4月	運営法人による保育の開始【民営化の実施】
6月	運営法人による施設改善等の着手
令和6年 3月	施設改善完了 ※改善の内容によっては令和6年度中になることもある。